

令和4年度 社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査 実施計画

1 目的

この計画は、令和4年度一般指導監査の具体的事項を定め、指導監査の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 指導監査の対象

指導監査の対象は、次に掲げる本市所管の社会福祉法人及び社会福祉施設等（以下「法人・施設等」という。）とする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 第一種社会福祉事業の施設
- (3) 第二種社会福祉事業のうち小規模保育事業、保育所(保育所型認定こども園を含む。)及び幼保連携型認定こども園
- (4) 児童福祉法に基づく事業所内保育事業

3 指導監査事項

指導監査は、次に掲げる厚生労働省の通知を準用して実施し、それぞれの通知による指導監査指針等における「監査事項、主眼事項及び着眼点」を基本とし、関連する法令・通知及び本市の条例・通知等の適正運用を含めるものとする。

また、指導監査において特に着目する事項は、厚生労働省の通知及び指導並びに令和3年度に実施した指導監査の指摘内容を鑑み、「令和4年度社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査基本方針及び重点事項」のとおりとする。

- (1) 社会福祉法人
 - 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号通知)
 - 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号通知)
- (2) 保護施設（救護施設）及び社会事業授産施設
 - 「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」(平成12年10月25日社援第2395号通知)
 - 「生活保護法による保護施設に対する指導監査事項について」(平成24年3月26日社援発0326第4号通知)
- (3) 老人福祉施設
 - 「老人福祉施設に係る指導監査について」(令和3年11月15日老発1115第4号通知)
- (4) 障害者支援施設
 - 「障害者支援施設等に係る指導監査について」(平成19年4月26日障発第0426003号通知)
- (5) 児童福祉施設（小規模保育事業、事業所内保育事業、保育所及び保育所型認定こども園）
 - 「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年4月25日児発第471号通知)
 - 「指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監査の実施主体について」(令和2年10月30日子保発1030第1号)

(6) 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園）

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」（平成27年12月7日雇児発1207第1号通知）

4 指導監査の方法

「長野市社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査実施要領」（以下「実施要領とする。」）により実施する。

法人・施設等の指導監査予定は、「令和4年度社会福祉法人（社会福祉施設等）指導監査対象一覧」に記載のとおりとする。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、老人福祉施設並びにそれを運営する社会福祉法人に対する指導監査、並びに保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業（以下「保育所等」という。）の指導監査については次のとおりとする。

- (1) 老人福祉施設並びにそれを運営する社会福祉法人（以下「施設等」という。）の指導監査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年度に実施予定であったが延期された施設等については令和4年度に実施するとともに、令和4年度に実施を予定している施設等についても、できるだけ令和4年度に実施する。
- (2) 令和3年度に実地で一般指導監査を実施した私立保育所等については、令和4年度に限り、書面による指導監査とする。
- (3) 令和2年度に県から指導監査の実施主体を引き継いだ市立保育所及び市立認定こども園については、令和3年度の実施状況を踏まえ、保育・幼稚園課と詳細を協議の上実施する。

5 指導監査の実施時期等

指導監査の期間は、概ね7月上旬から3月上旬までとする。指導監査実施日は、実施予定日の1月前までに当該法人・施設等に通知し実施する。

本市の所管する法人・施設等に関連する県所管の法人・施設については、県と調整の上、合同で指導監査を行う場合もある。